

1 社会環境の変化

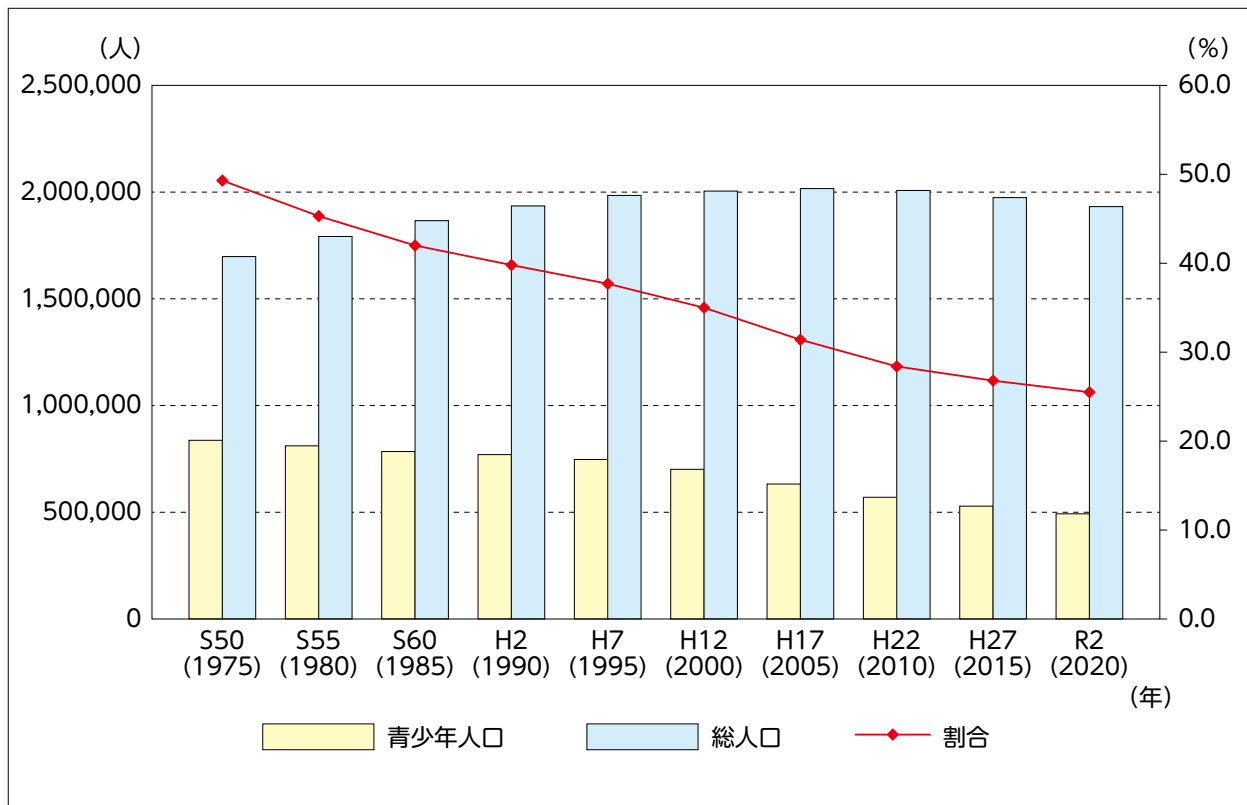
(1) 人口減少、核家族化の進行

令和2（2020）年10月1日現在、栃木県の人口は1,932,091人です。このうち、青少年（0～29歳）の人口は492,788人で、総人口に占める割合は、25.5%となっています。昭和50年頃まで総人口の半数を占めていましたが、年々減少を続けています。

また、出生数も減少を続けており、令和元（2019）年には12,608人と、昭和50（1975）年頃のピーク時の半数以下まで低下しています。

総世帯数は単身世帯や夫婦のみの世帯の増加により増加している反面、18歳未満のいる一般世帯数は、減少を続けています。また、ひとり親世帯の割合は増加傾向にあり、平成27（2015）年は一般世帯の9.1%、12,087世帯となっています。

図表1 青少年人口・総人口及び総人口に占める割合の推移（栃木県）

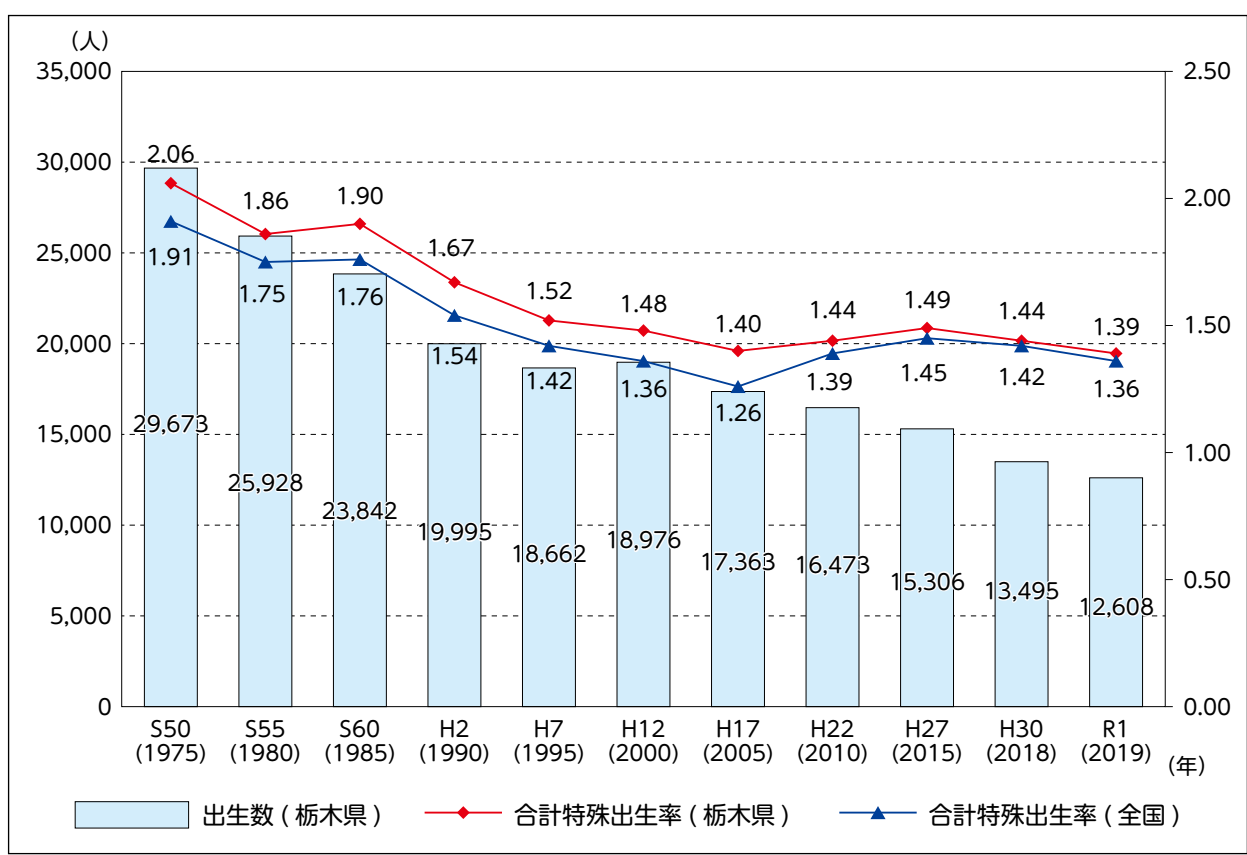


(単位：人、%)

区分	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
青少年人口	837,157	811,135	784,510	770,126	747,253	701,222	632,307	570,299	528,677	492,788
総人口	1,698,003	1,792,201	1,866,066	1,935,168	1,984,390	2,004,817	2,016,631	2,007,683	1,974,255	1,932,091
割合	49.3	45.3	42.0	39.8	37.7	35.0	31.4	28.4	26.8	25.5

資料：県統計課「栃木県の人口」

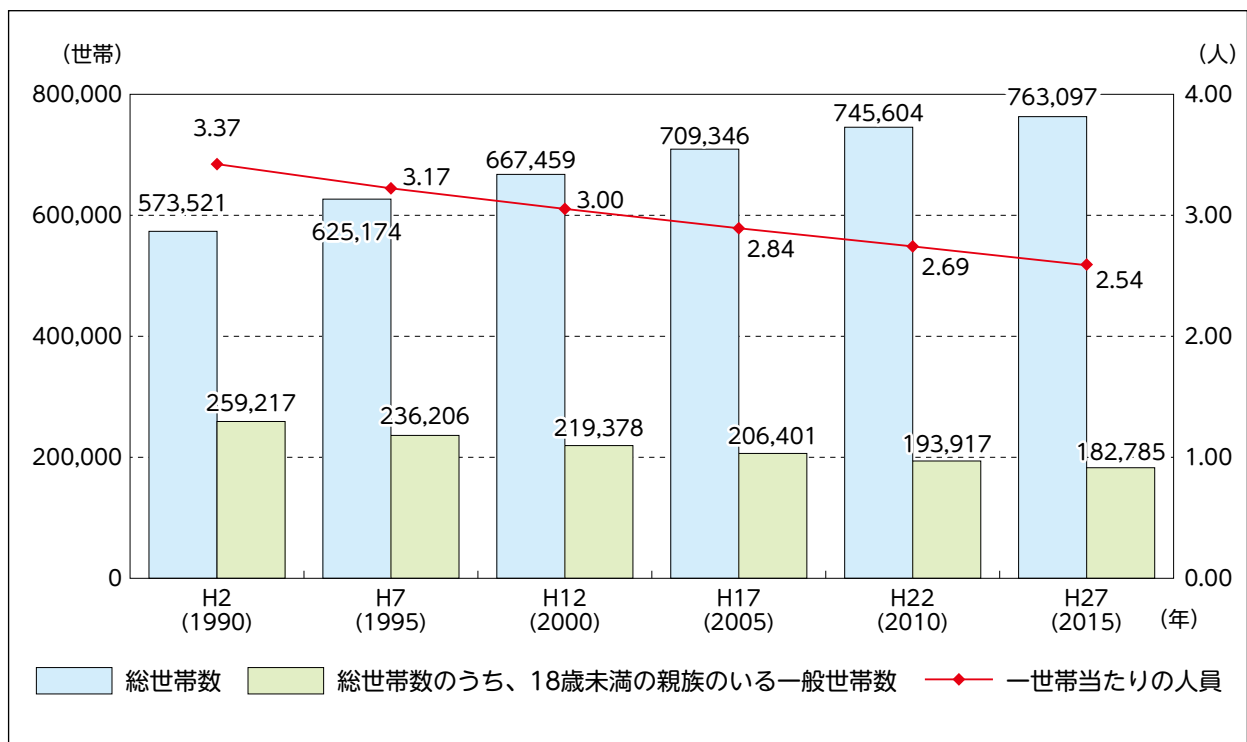
図表2 出生数及び合計特殊出生率の推移（栃木県）



※合計特殊出生率…その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯に生むとしたときの子どもの数に相当する。

資料：厚生労働省「人口動態統計」

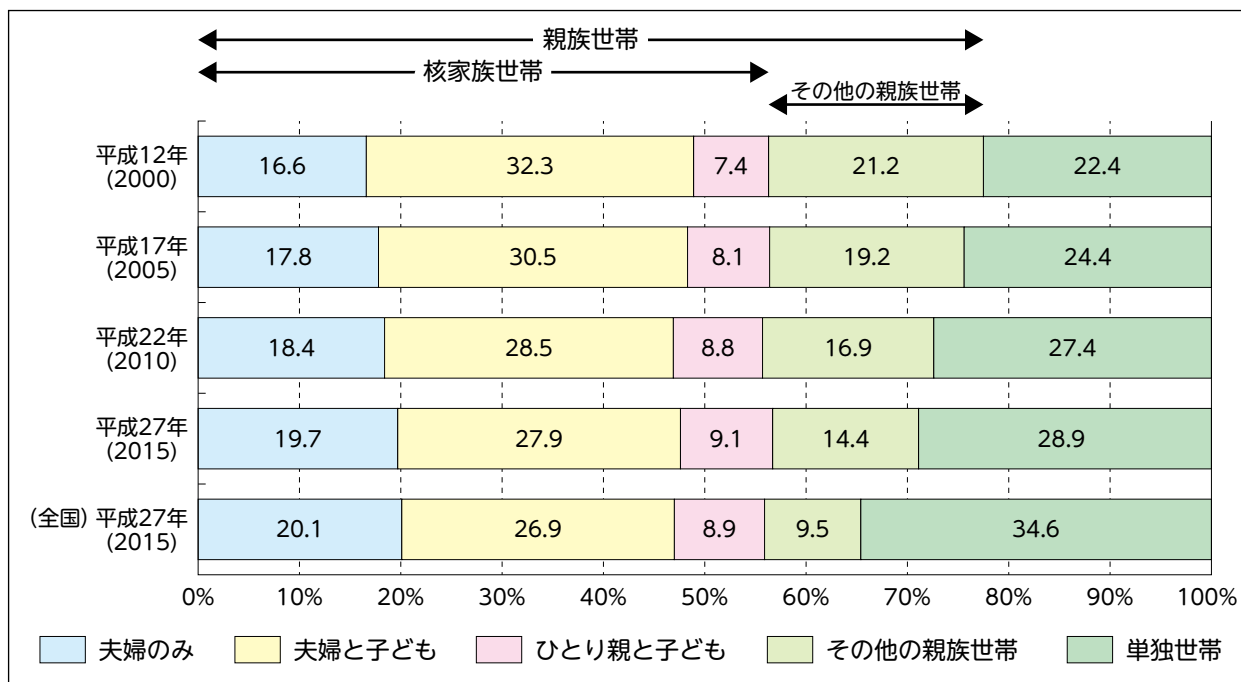
図表3 世帯数等の推移（栃木県）



※一般世帯…総世帯から病院の入院者、社会施設の入所者等の世帯を除いた世帯をいう。

資料：総務省「国勢調査」

図表4 一般世帯の家族類型別割合の推移（栃木県）



資料：総務省「国勢調査」

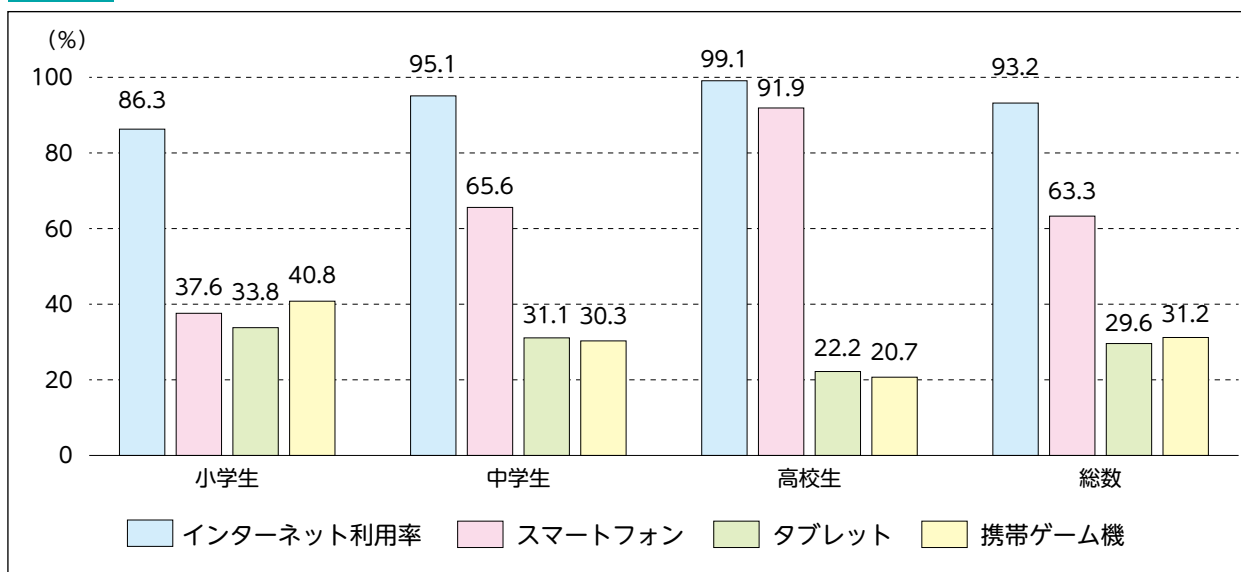
(2) 情報化社会の進展

AI（人工知能）、ロボット、IoT（モノのインターネット）などを活用し、経済発展と社会課題の解決を両立させ人々が豊かな生活を送る「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向けて、技術革新が進んでいます。

新しい生活様式に対応したテレワークやオンライン授業など、ICT（情報通信技術）の活用は、世代を超えて日常生活にも浸透してきています。

令和元（2019）年度の内閣府の調査によると、青少年のインターネット利用率は93.2%、高校生では、ほぼ100%となっています。

図表5 青少年のインターネット利用率（全国）



資料：内閣府「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

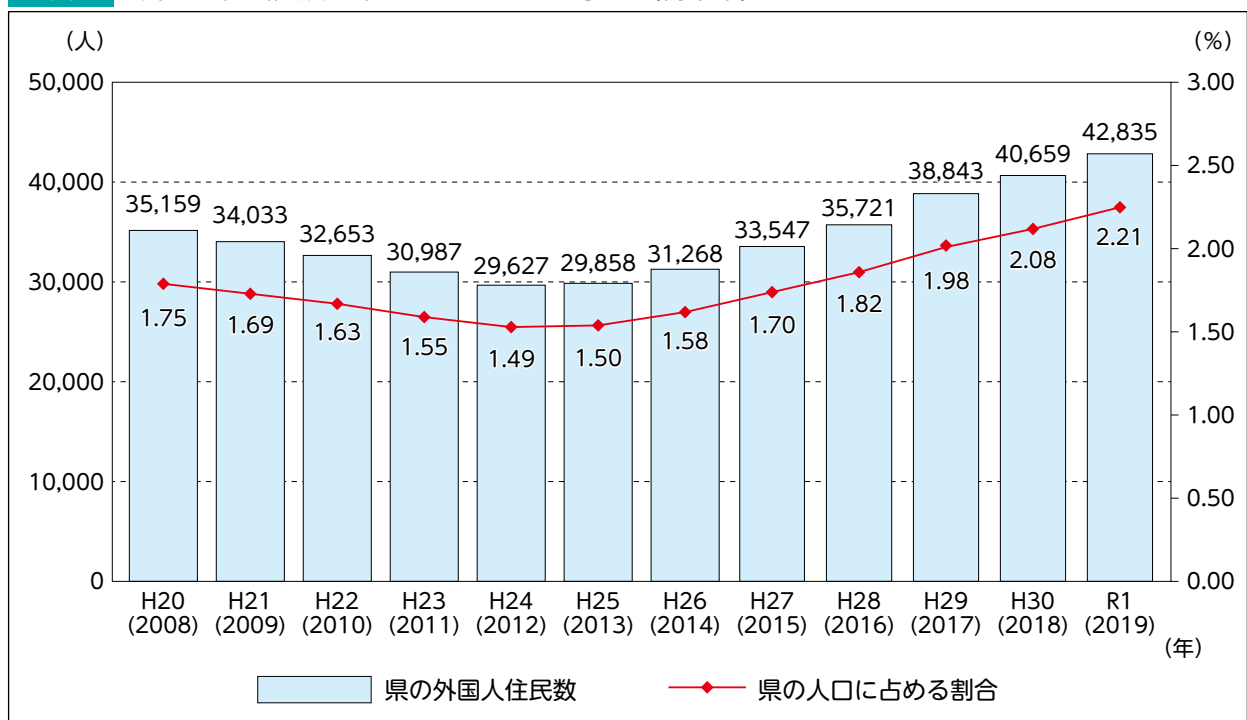
(3) グローバル化の進展

交通、ICTの発達に伴い、ヒト、モノ、情報の移動が活発化し、経済、文化、スポーツなど様々な分野でグローバル化が進んでいます。

本県の外国人住民数は、令和元（2019）年末現在 42,835 人で、県人口に占める割合は 2.21%となっており、平成 24（2012）年以降、年々増加しています。

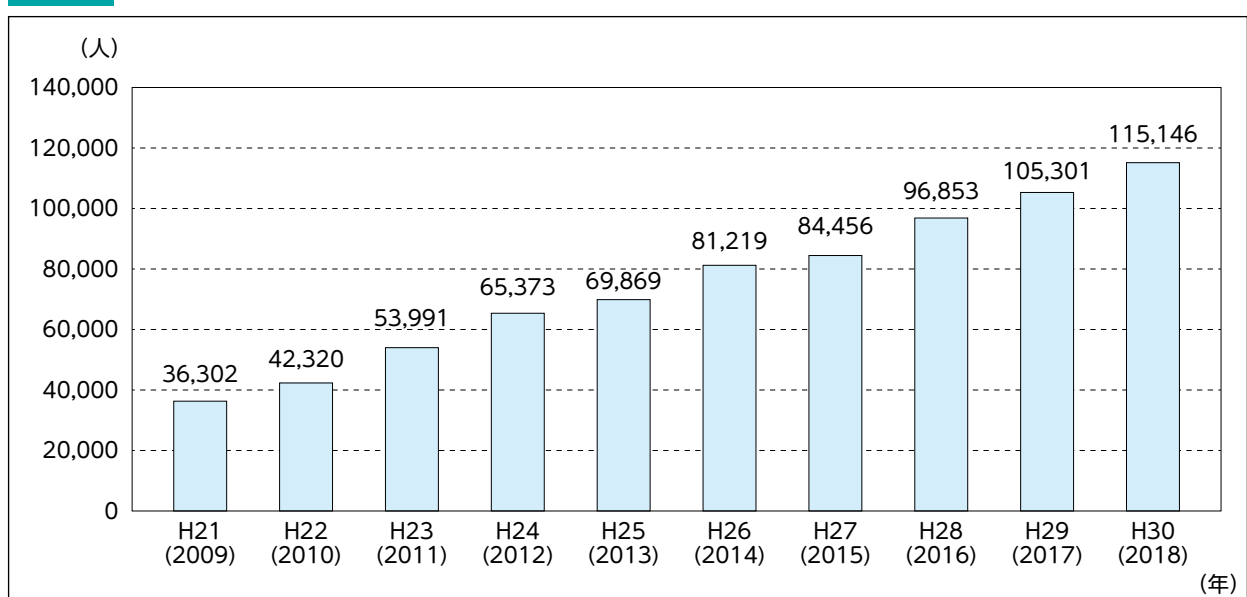
海外への留学者数も、平成 30（2018）年には平成 21（2009）年の 3 倍にまで増加しています。

図表6 外国人住民数及び県の人口に占める割合（栃木県）



資料：栃木県国際課

図表7 日本人の海外留学者数（全国）



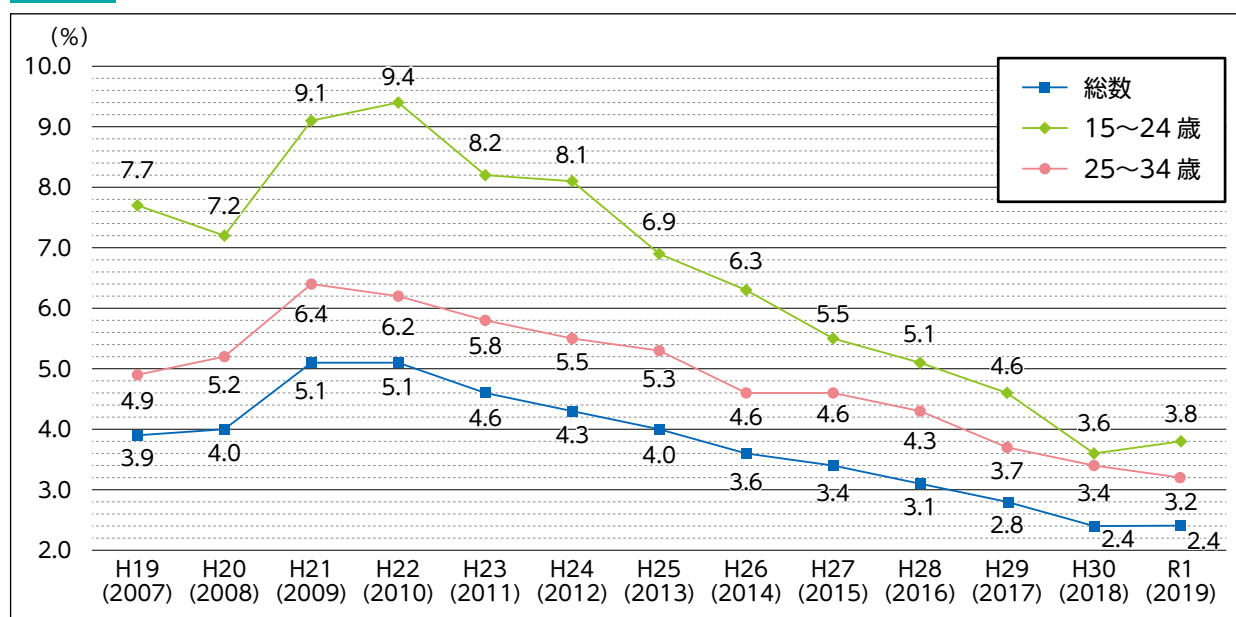
資料：(独) 日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査」

(4) 雇用状況の変化

平成20(2008)年に発生したリーマンショック後に急激に悪化した雇用情勢は、改善傾向が続いてきました。平成22(2010)年には5.1%だった完全失業率は、令和元(2019)年には2.4%まで改善しましたが、若年層の失業率は常に平均よりも高い状況が続いています。

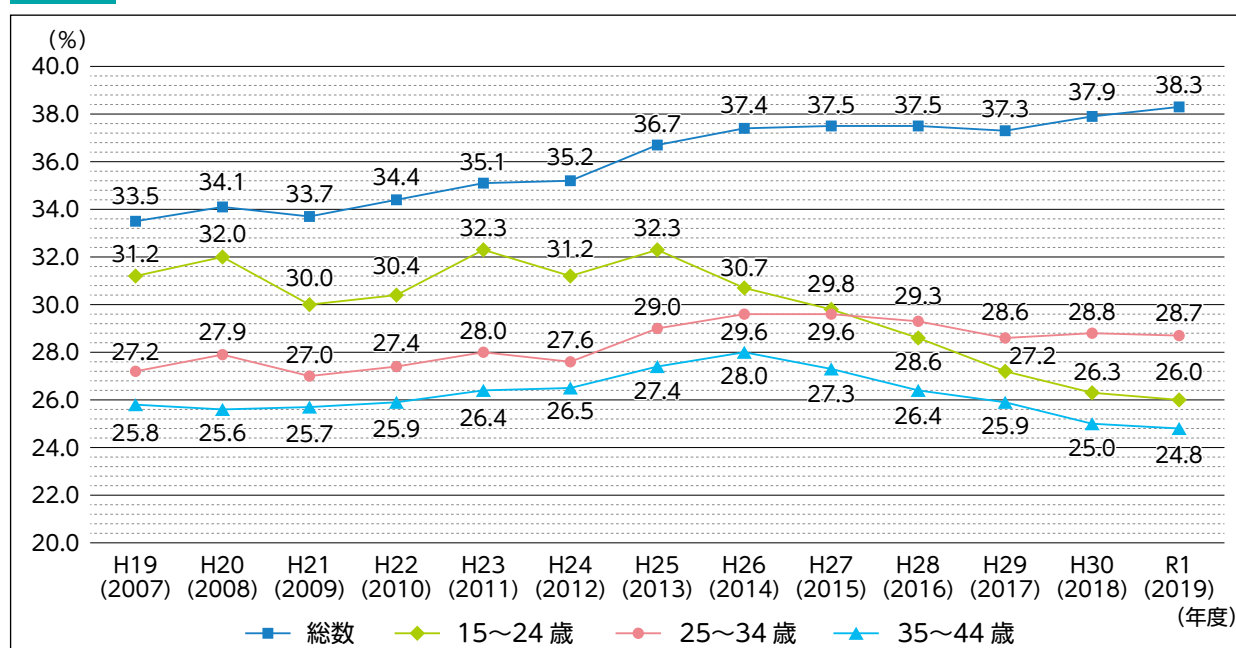
非正規雇用者比率は、25～34歳では24.8%となっており、若年層は低下傾向にあります。多様な働き方へのニーズから、自ら希望するケースが増える一方、正社員として働くことを望みながらも機会がなく、やむを得ず非正規雇用で働く25～34歳の割合は、他の年齢層と比べ高い状況となっています。

図表8 若年層の失業率の推移 (全国)



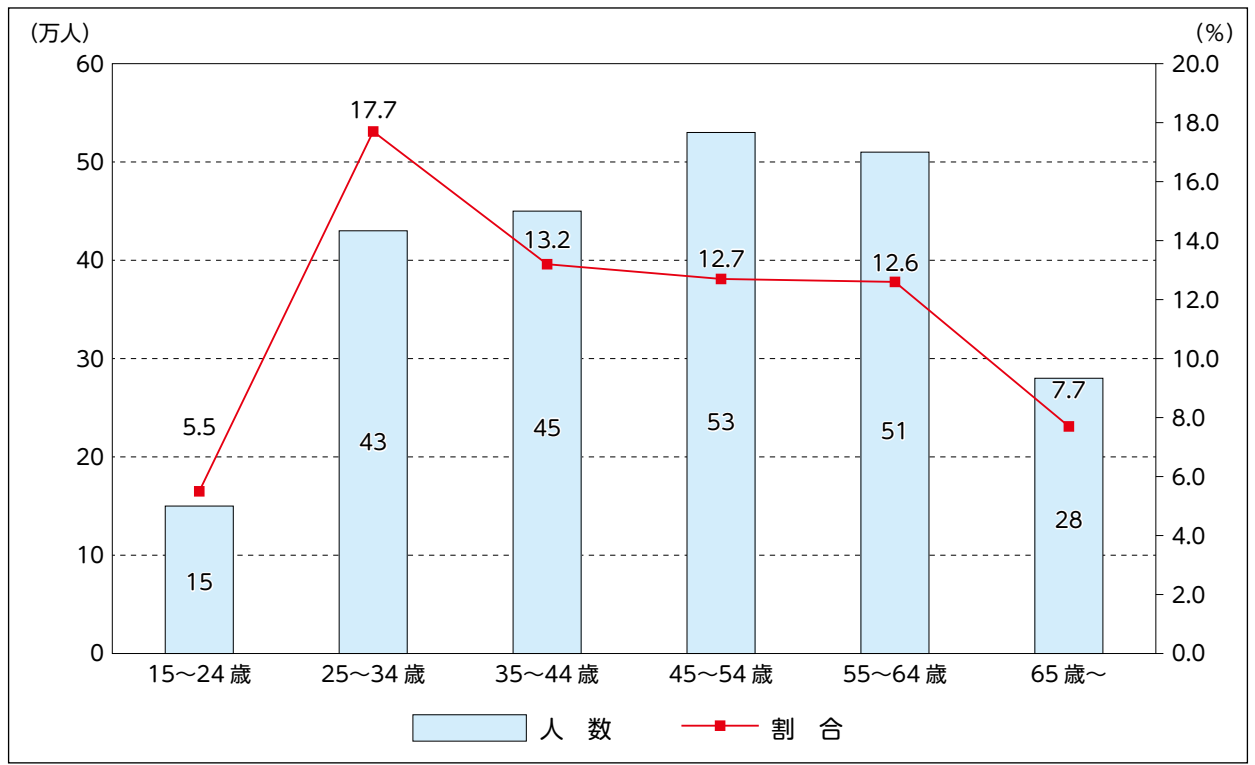
資料：総務省「労働力調査」

図表9 非正規雇用者比率 (全国)



資料：総務省「労働力調査」

図表 10 不本意非正規雇用の状況 (全国)



資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」（令和元年平均）

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2（2020）年の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、人の移動制限、学校の休業やイベントの自粛、企業活動の停滞など、社会生活や経済活動に大きな影響を与えました。経済活動の停滞は、雇用・就業に多大な影響があることから、雇用状況などを引き続き注視していく必要があります。

新しい生活様式のもと、様々な社会・経済秩序の変化にも対応できるよう、これまでの「常識」にとらわれない持続可能な社会を構築していく必要があります。

2 青少年の現状

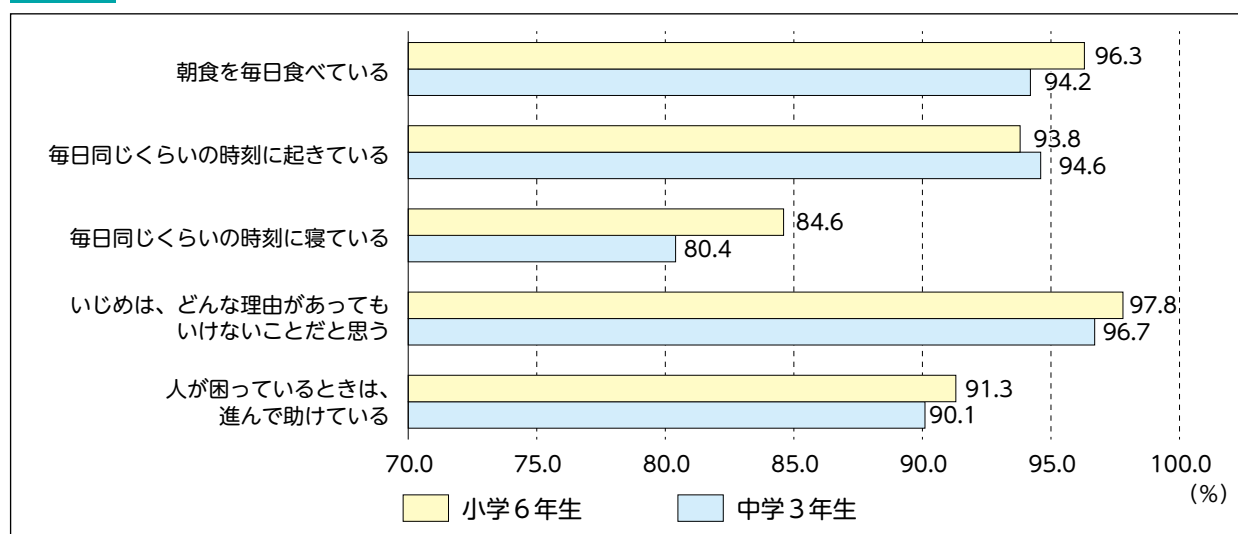
(1) 青少年自身の状況

① 生活習慣、道徳意識

多くの児童生徒は毎日朝食を食べているものの、約5%の児童生徒は毎日食べているといえない状況です。同じ時刻に起きる児童生徒は90%を超えるのに対して、寝る時間は一定でない児童生徒が2割近くいます。

また、ほとんどの児童生徒は、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答しています。

図表 11 日常生活、道徳意識（栃木県）

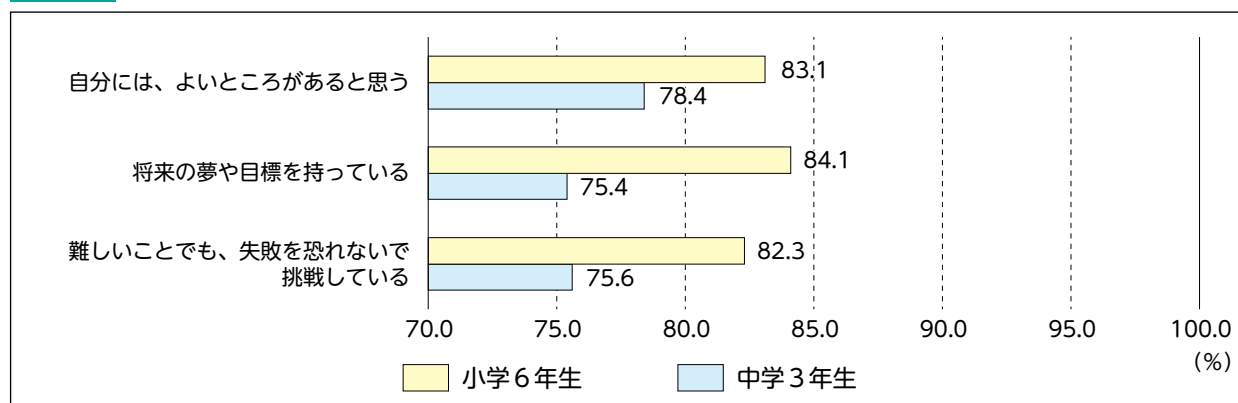


資料：文部科学省「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」
「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合

② 自己肯定感・挑戦心

8割程度の児童生徒は、自分にはよいところがあると思ひ、将来の夢や目標を持ち、失敗を恐れず挑戦する姿勢を持っています。全国的な傾向として、小学生に比べ中学生の割合は下がりますが、いずれも全国平均を上回っています。

図表 12 自己肯定感、夢、挑戦心（栃木県）



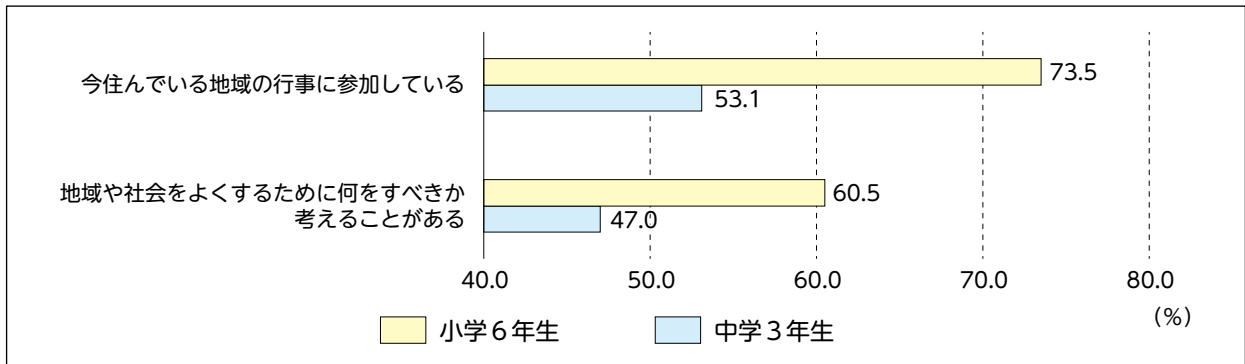
資料：文部科学省「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」
「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合

③ 地域との関わり、関心

地域の行事に参加する小学生は73.5%、中学生は53.1%となっています。

栃木県が高校生、大学生を対象に行った調査によると、高校生の15.6%、大学生の9.2%が積極的に地域活動等への参加を希望しており、「できる範囲で」、「興味のある内容なら」、「要請があれば」を含めると、約8割が参加意欲を有しています。

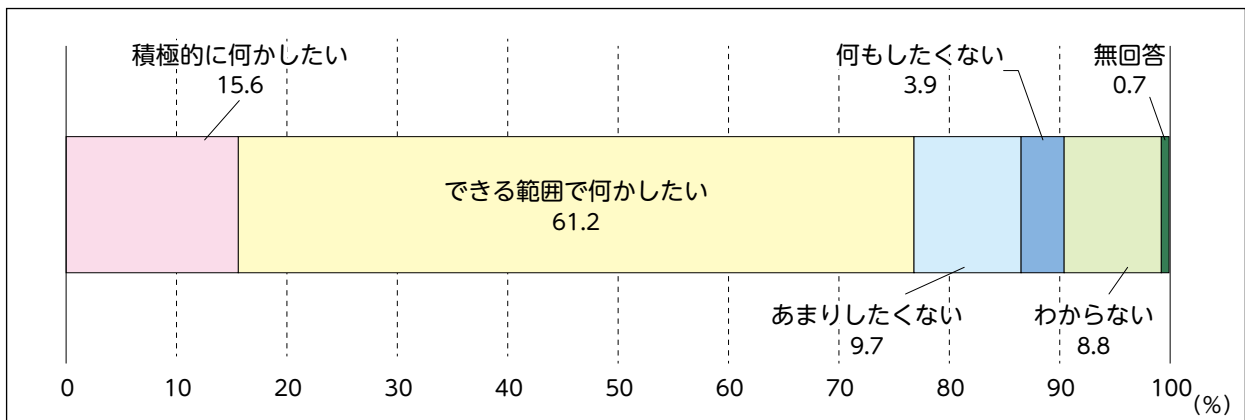
図表 13 地域との関わり（栃木県）



資料：文部科学省「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」
「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合

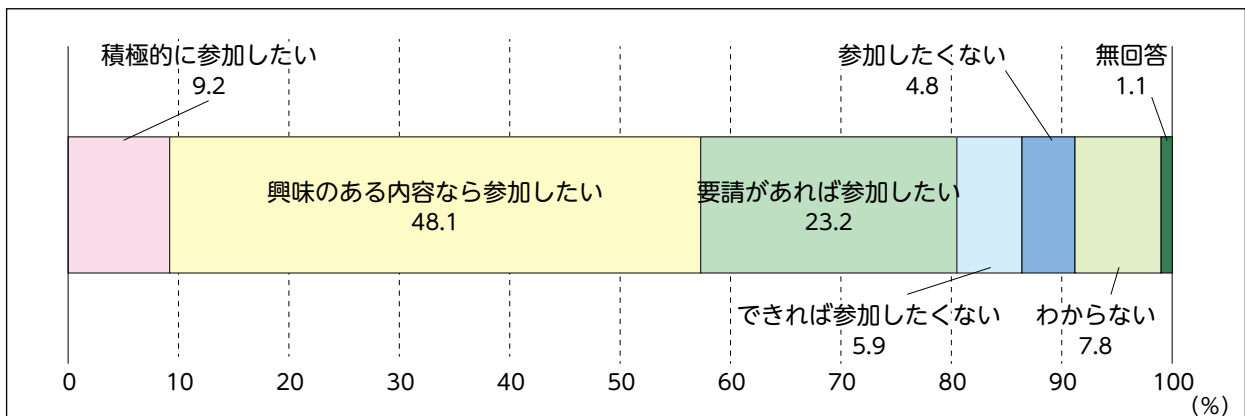
図表 14 地域活動、ボランティア活動など社会活動への参加意欲（栃木県）

<高校生>



資料：栃木県総合政策課「令和元年度これからの“とちぎ”づくりに関する高校生意向調査」

<大学生>



資料：栃木県総合政策課「令和元年度就職や結婚観などに関する大学生アンケート」

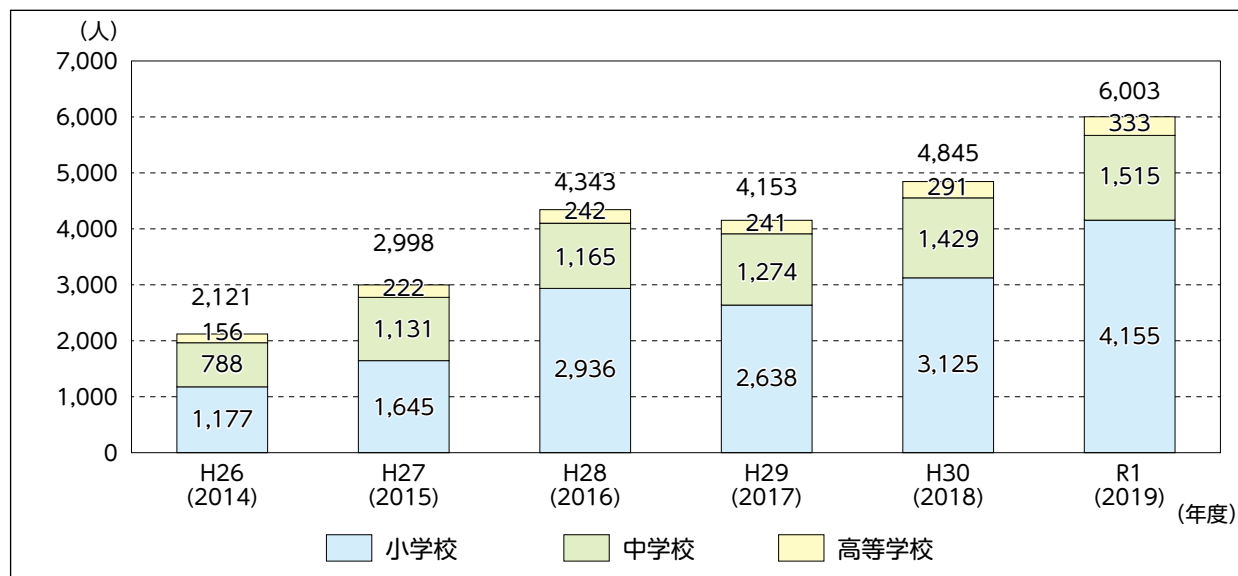
(2) 困難を抱える青少年

① いじめ・暴力行為の状況

近年、本県はいじめの認知件数は増加傾向にあります。令和元（2019）年度は6,003件と、平成26（2014）年度の2,121件に比べ3倍近い件数となっています。これは、平成25（2013）年の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめを初期段階で積極的に認知することが学校現場に浸透したことが要因と考えられます。

併せて、暴力行為の発生状況についても、増加傾向にあります。

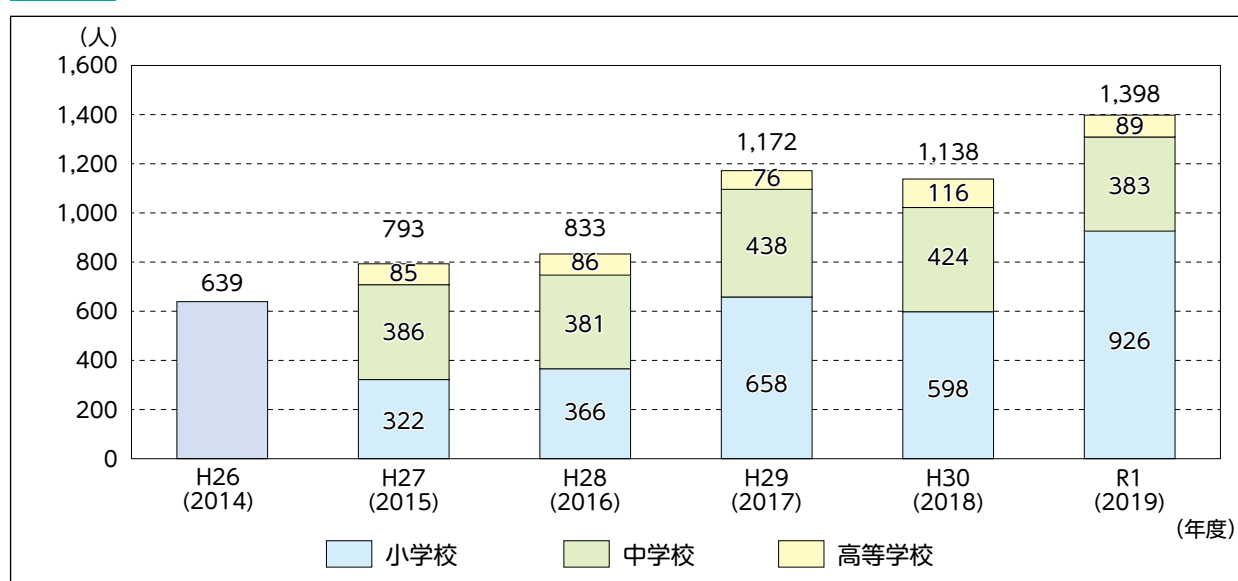
図表15 いじめの認知件数の推移（栃木県）



※高等学校には特別支援学校を含む

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表16 暴力行為の発生状況の推移（栃木県）



※「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の4形態に分類する。

※平成26年については、校種別のデータは公表されていない。

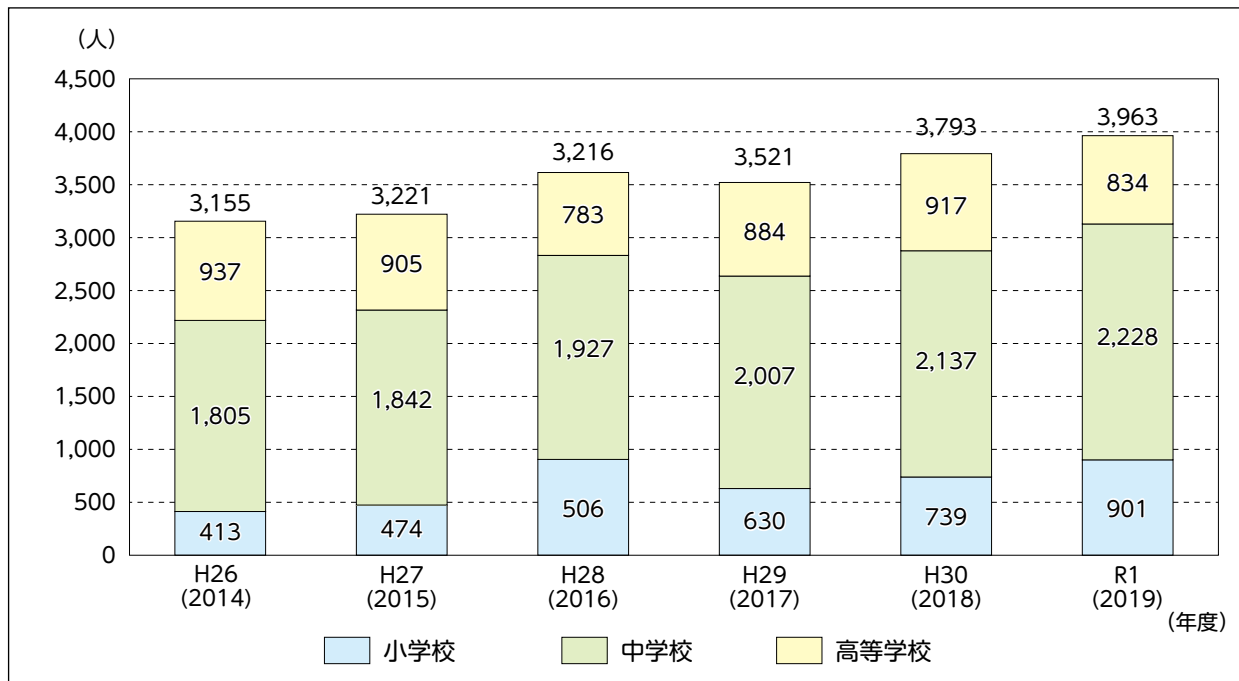
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

② 不登校、高校中退

本県の国公立小・中学校及び高等学校における不登校児童生徒数は、令和元（2019）年度は3,963人であり、前年度から170人増加しています。

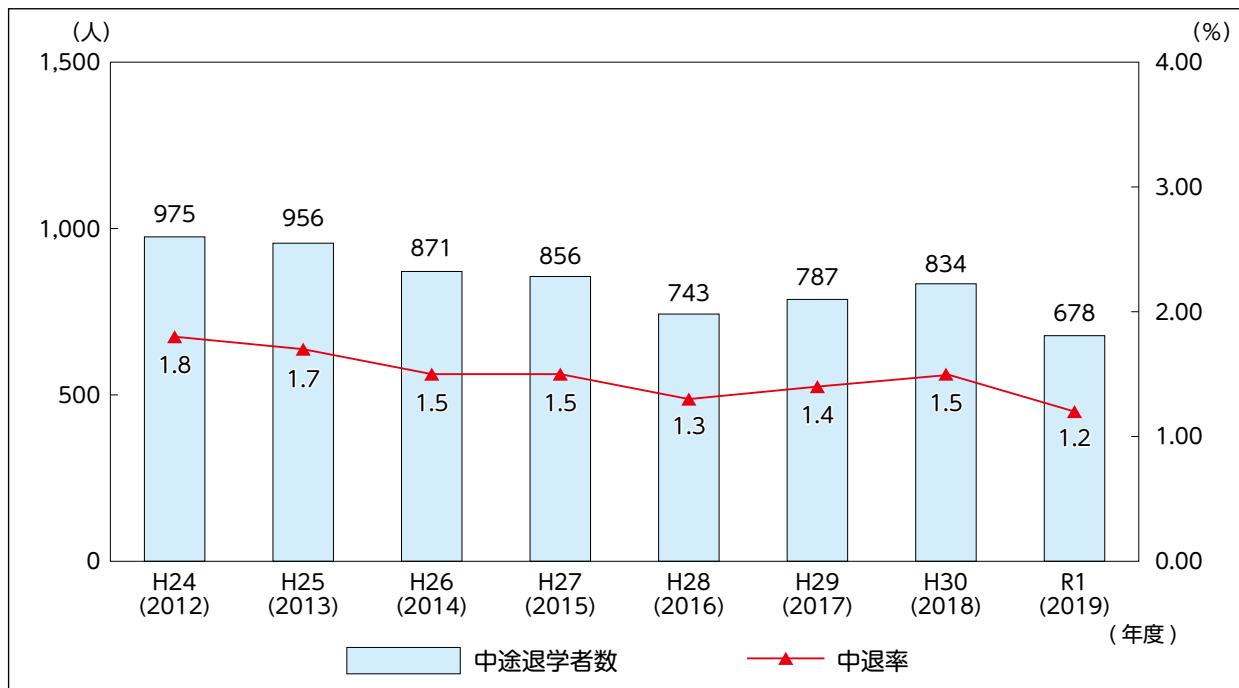
高等学校における中途退学者数については、令和元（2019）年度は678人で前年度より156人減少しました。

図表 17 不登校児童生徒数の推移（栃木県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表 18 高校中途退学者数の推移（栃木県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

③ 若年無業者（ニート）、ひきこもり

全国の15～34歳人口に占める無業者の割合は2%台で推移しており、令和元（2019）年の若年無業者数は56万人です。

平成29（2017）年の総務省「就業構造基本調査」によると、本県における若年無業者数は、11,200人となっています。

ひきこもりに関して、平成27（2015）年に内閣府が実施した調査によると、全国の15～39歳のひきこもりの数は、54.1万人と推計されています。この結果から推計した本県のひきこもり数は、おおむね8,100人となります。

また、令和元（2019）年に県内の民生委員・児童委員を対象に実施した調査で把握されたひきこもりの状態やその疑いがある方は、1,209人でした。年代別では、40代以上が約6割以上と、ひきこもりの長期化、高齢化がうかがえる結果となりました。

図表 19 男女別の若年無業者数（栃木県）

（単位：人）

区 分	男	女	合 計
非求職者	2,500	1,100	3,600
非就業希望者	4,400	3,200	7,600
合 計	6,900	4,300	11,200

※ここでの若年無業者（ニート）は、15～34歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者をいいます。

- ① 就業を希望している者のうち求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就業を希望していない者（非就業希望者）

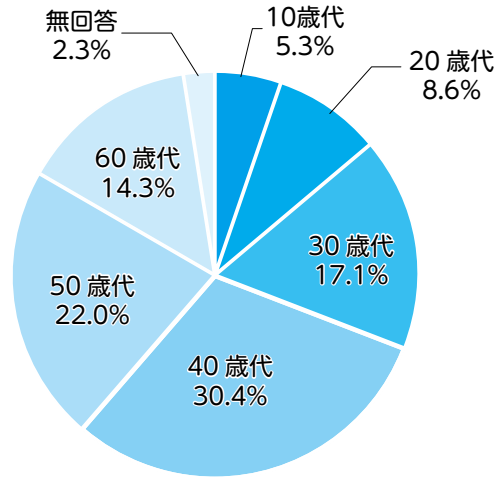
資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

図表 20 ひきこもりの推計数（全国）

区 分	有効回収数に占める割合（%）	全国の推計数（万人）
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどに出かける	0.35	狭義のひきこもり 17.6万人
自室からは出るが、家からは出ない または自室からほとんど出ない	0.16	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり 36.5万人
計	1.57	広義のひきこもり 54.1万人

資料：内閣府「若者の生活に関する調査」（平成27年）

図表 21 年代別のひきこもり状態やその疑いがある者（栃木県）



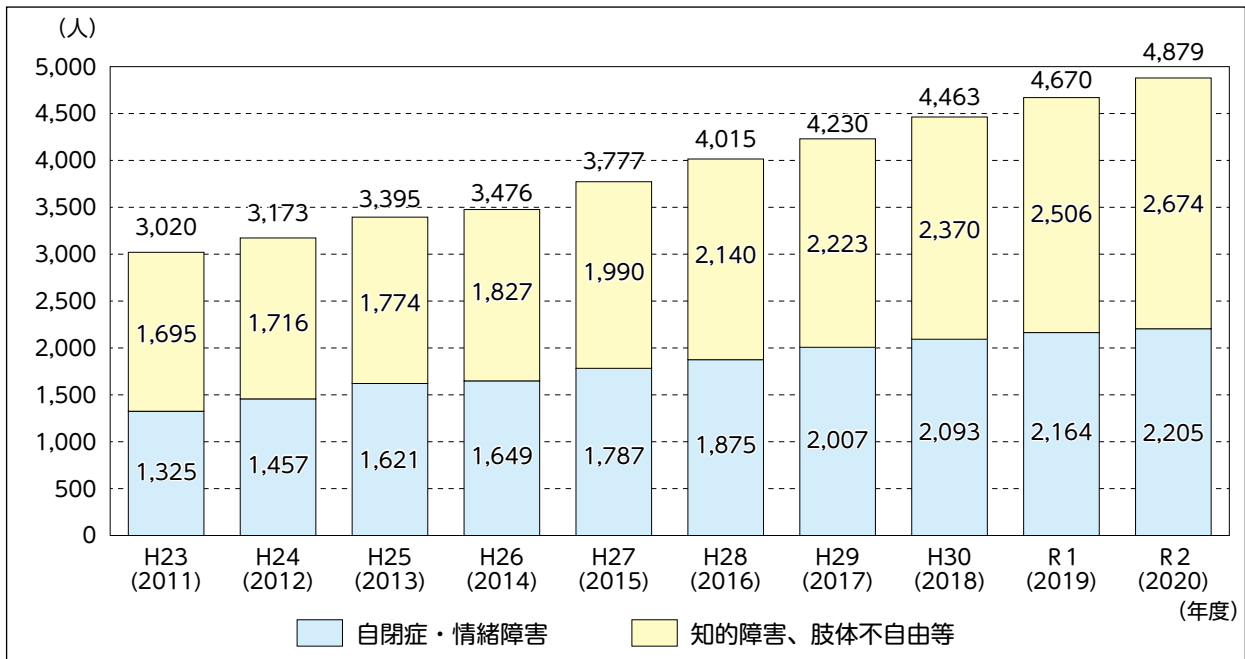
資料：栃木県「福祉的課題を抱える世帯の状況調査（令和元年）」

④ 障害のある子ども

本県の小・中学校に設置されている特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和2（2020）年度4,879人で、平成23（2011）年に比べ1,859人増加しています。

このほかに、障害のある子どもの学びの場である特別支援学校に在籍する児童生徒、小・中学校において通級による指導（*注）を受けている児童生徒の人数も増加傾向にあります。

図表 22 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移（小・中学校）（栃木県）



資料：栃木県教育委員会「栃木の特別支援教育」

（*注）通級による指導

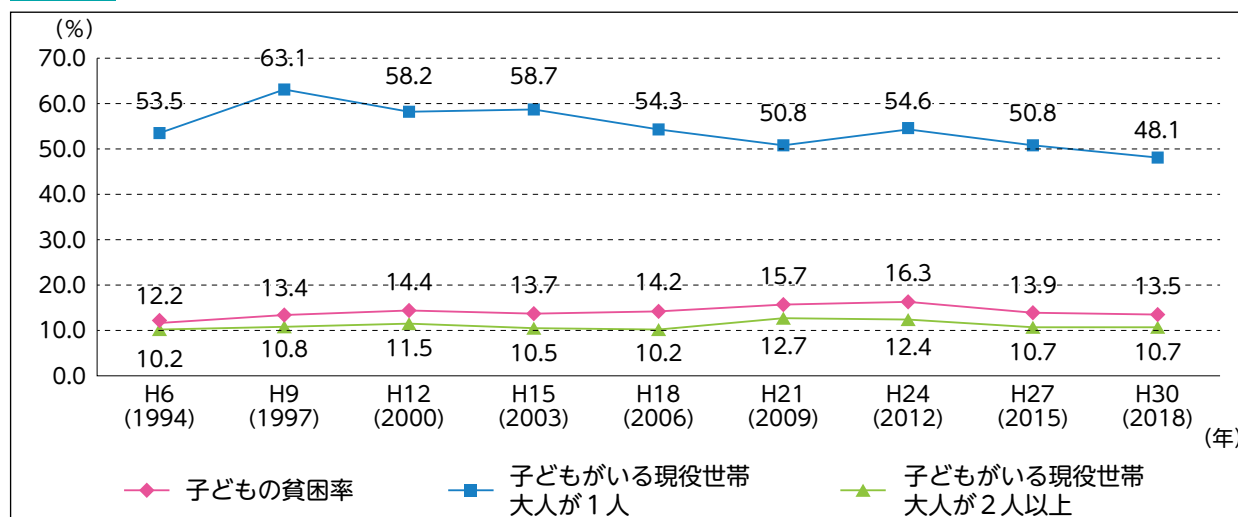
・小・中・高等学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のこと。

⑤ 子どもの貧困

平成30(2018)年の子どもの貧困率は、13.5%となっています。平成27(2015)年より0.4ポイント低下したものの、依然7人に1人の子どもが貧困の状態にあります。

なかでも、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は48.1%となっており、大人が2人以上の世帯の貧困率10.7%を大きく上回っています。

図表23 貧困率の年次推移(全国)



※子どもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合
 等価可処分所得：いわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得
 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額。平成30年は127万円

※現役世帯…世帯主が18歳以上65歳未満の世帯

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

⑥ 青少年の自殺

本県の平成29(2017)年における総自殺者数は349人であり、平成21(2009)年の630人をピークに減少傾向が続いています。しかしながら、40歳未満の若年層においては、自殺が死因の上位を占めており、20歳代では死亡者数の半数を占めるなど、深刻な状況が続いています。

図表24 年齢階級別にみた死因順位(栃木県)

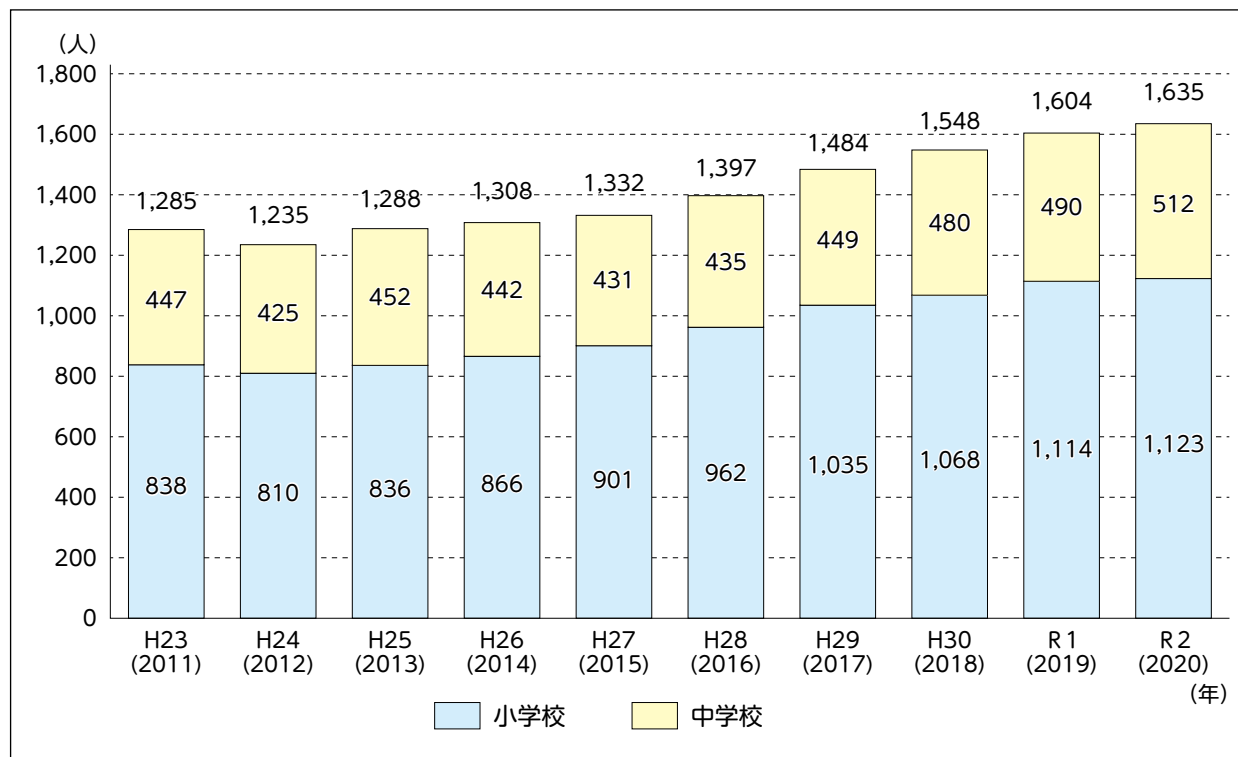
年齢階級	1位		2位		3位		総数
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	
15～19歳	自殺	10	不慮の事故	8	悪性新生物 循環器系の疾患	3 3	24
20～24歳	自殺	18	不慮の事故	6	悪性新生物	3	36
25～29歳	自殺	20	悪性新生物	6	循環器系の疾患 不慮の事故	3 3	42
30～34歳	自殺	27	悪性新生物	8	不慮の事故	5	54
35～39歳	自殺	26	悪性新生物	25	循環器系の疾患	21	101
40～44歳	悪性新生物	43	循環器系の疾患	42	自殺	32	157
45～49歳	悪性新生物	76	循環器系の疾患	69	自殺	31	228

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成29年)

⑦ 外国人の児童生徒

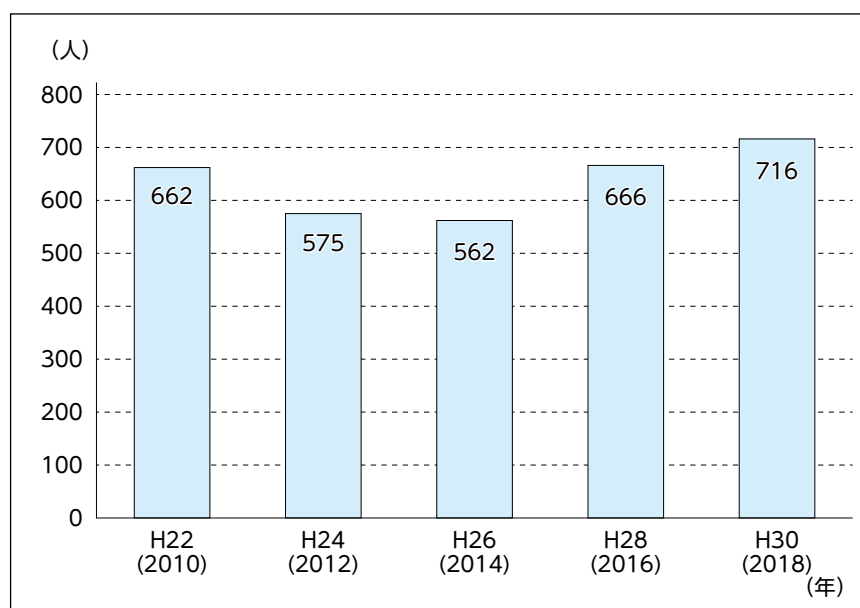
在留外国人等の増加に伴い、支援が必要な児童生徒も増加傾向にあります。令和2（2020）年の小・中学校に在学する外国人児童生徒数は1,635人となっています。日本語指導が必要な外国人児童生徒は、平成30（2018）年には716人（小学校554人、中学校129人、高等学校・特別支援学校33人）と、近年は増加傾向にあります。

図表 25 小・中学校に在学する外国人児童生徒数（栃木県）



資料：栃木県統計課「学校基本調査」

図表 26 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数（栃木県）



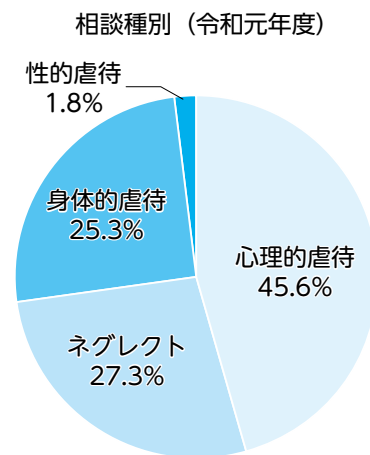
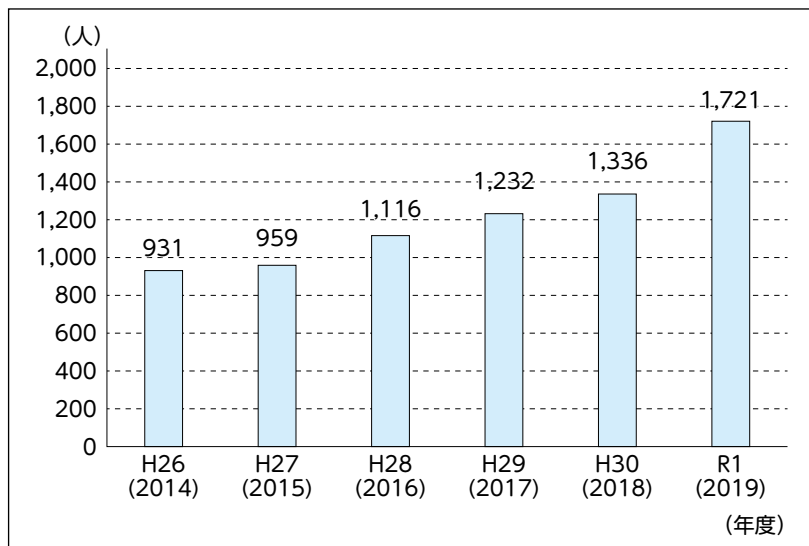
※この調査における「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

⑧ 児童虐待

県内の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、令和元（2019）年度 1,721 件で、過去最多を更新しています。虐待の種別では、心理的虐待が 45.6%と最も多く、次いでネグレクト（養育の怠慢・拒否）が 27.3%となっています。

図表 27 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（栃木県）



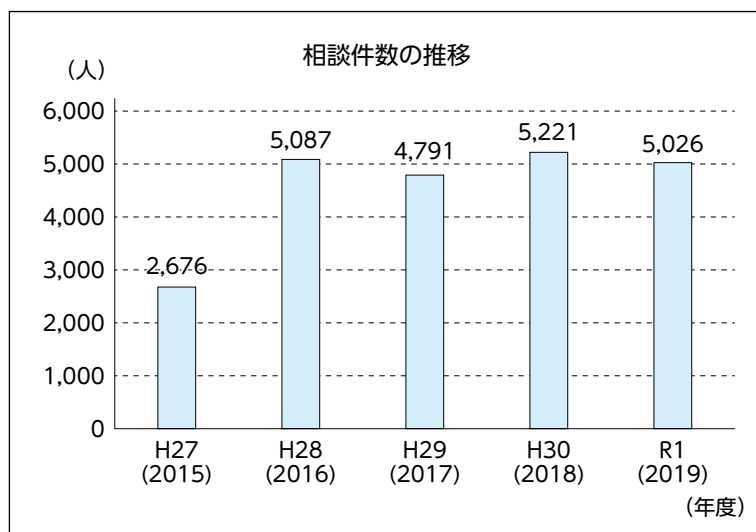
資料：栃木県子ども政策課

栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）における相談支援状況

ひきこもりや不登校など、困難を抱える子ども・若者や家族等からの相談をワンストップで受ける「ポラリス☆とちぎ」では、電話、来所、アウトリーチ（訪問）、メール・FAX等により、相談支援を行っています。

令和元（2019）年度は、631人から5,026件の相談が寄せられました。

新規の当事者 340人のうち、ひきこもりに関する相談は 93人、不登校が 77人と、新規相談全体の半数を占めています。



カテゴリ別新規当事者数（R1）

ひきこもり	93
不登校	77
精神疾患（疑い含む）	43
ニート	33
就労	21
親子関係	20
就学	19
発達障害（疑い含む）	19
その他	15
計	340人

(3) 少年非行、犯罪被害

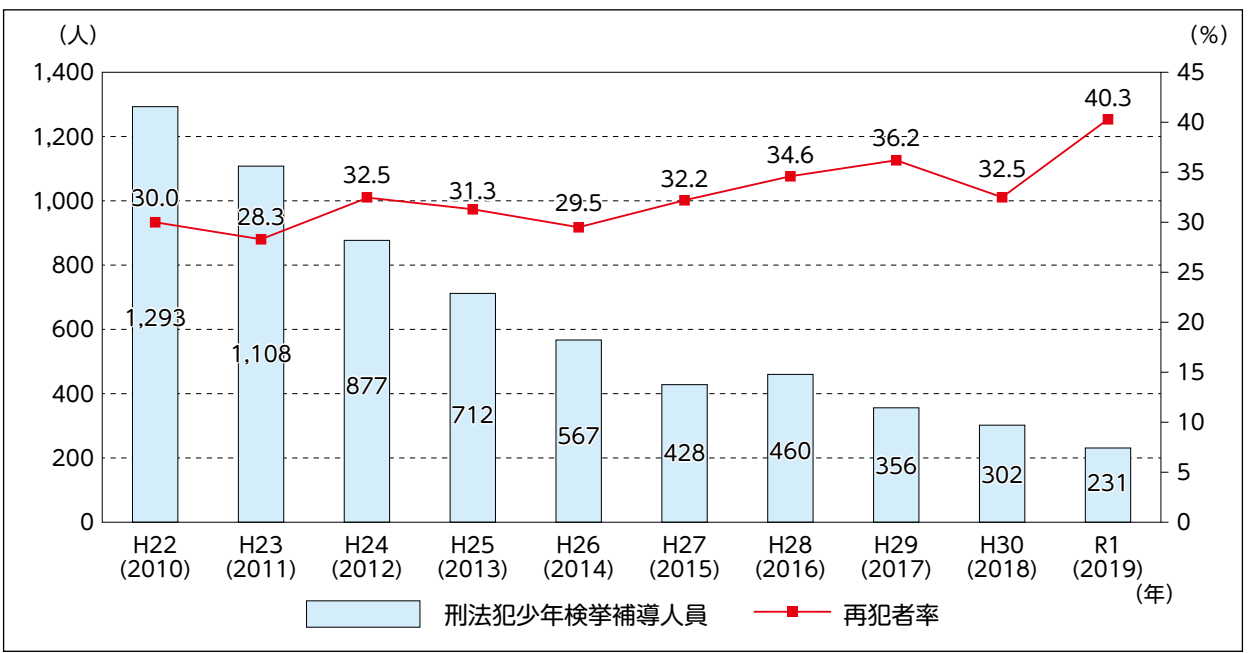
① 非行少年

本県における刑法犯少年数は減少傾向で推移し、令和元（2019）年には231人と、5年前の半数以下となっています。

一方、刑法犯少年の再犯者率は30%台で推移してきましたが、初犯者数の減少の影響もあり、令和元（2019）年には40.3%と、初めて40%台になりました。

特別法犯少年の違反法令別にみると、覚醒剤取締法違反が4件、大麻取締法違反が7件と、薬物事犯が急増しています。

図表 28 刑法犯少年及び再犯者率の推移（栃木県）



※刑法犯少年・・・刑法の罪を犯した犯罪少年（14歳以上20歳未満の者）及び触法少年（14歳未満の者）をいう。
資料：栃木県警察本部「令和元年少年非行」

図表 29 特別法犯少年の法令別検挙補導人員の推移（栃木県）

区分	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	
特 別 法 犯 罪 者	87	83	92	62	51	58	70	58	45	64	
法 令 別	薬 物 事 犯	6	4	2	2	2			1	1	11
	うち										
	覚 醒 剤 取 締 法	5	3	1	2	2					4
	大 麻 取 締 法	1	1	1					1	1	7
	毒 劇 法		3								
	軽 犯 罪 法	47	34	57	32	28	36	38	21	12	13
	銃 刀 法	4	2	2	3	3		8	1	4	3
	県 育 成 条 例	16	17	15	12	5	5	5	10	12	13
そ の 他	14	23	16	13	13	17	19	25	16	24	

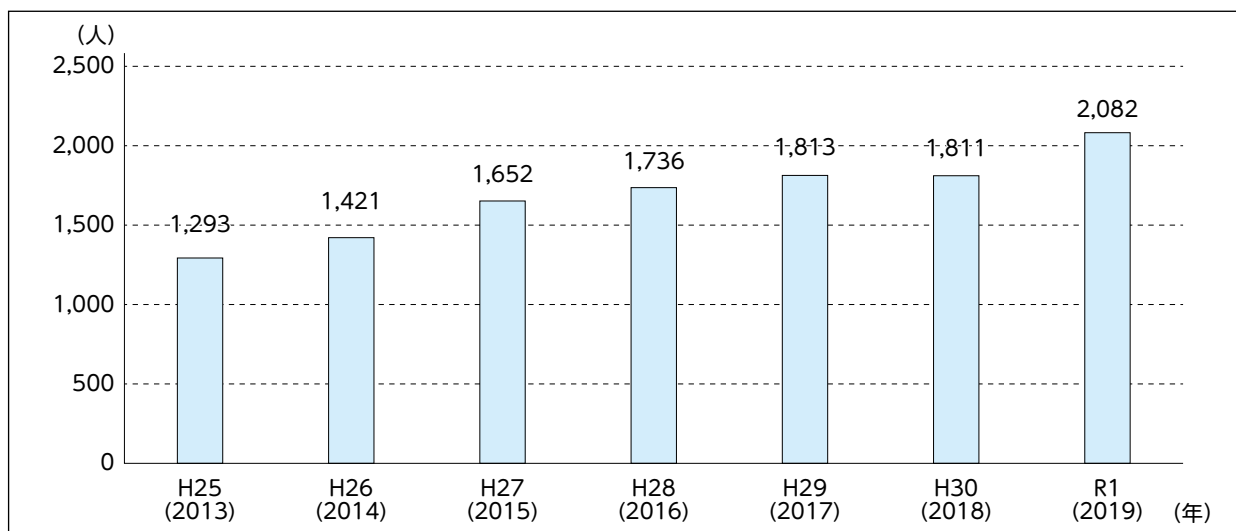
※特別法犯少年・・・刑法犯以外の法令（条例を含む）の罪を犯した少年で、交通関係法令違反を除いたもの
資料：栃木県警察本部「令和元年少年非行」

② 犯罪被害少年

警察庁の資料によると、SNSに起因する犯罪の被害児童数は増加傾向にあり、令和元(2019)年は全国で2,082件にのぼります。そのうち、半数以上は児童買春・児童ポルノ禁止法違反となっています。

なお、被害にあった子どもの多くはスマートフォンでアクセスしており、8割以上はフィルタリング設定をしていない状況でした。

図表 30 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移 (全国)



<内訳>

区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	
児童福祉法	22	54	48	43	33	27	28	
青少年保護育成条例	678	711	699	662	702	749	844	
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春	226	260	359	425	447	399	428
	児童ポルノ	341	358	507	563	570	545	671
	小計	567	618	866	988	1,017	944	1,099
重要犯罪	殺人		1	1		3	1	
	強盗	1		1		2		
	放火							
	強制性交等	18	23	19	13	24	32	49
	略取誘拐	3	3	9	20	21	42	46
	強制わいせつ	4	11	9	10	16	12	15
小計	26	38	39	43	61	91	111	

<令和元(2019)年における被害児童の状況>

アクセス手段	携帯電話	スマートフォン	パソコン	ゲーム機	その他	不明
n = 2,082人	22	1,845	9	8	196	2

フィルタリング利用状況	利用あり	利用なし
n = 1,722人	232	1,490

資料：警察庁「令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」